

政令第二七四号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第五条の三第四項において準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十四条第三項及び第四項、消防法第八条の二の二第一項、第八条の二の四、第十七条第一項、第十七条の三の二及び第十七条の三の三並びに消防法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十号）附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の二条を加える。

（火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物）

- 第四条の二の二 法第八条の二の二第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一（一）項から四（四）項まで、（五）項イ、六（六）項イ、九（九）項イ、十六（十六）項イ及び十六（十六）の二（二）項に掲げる防火対象物であつて、次に掲げるものとする。
- 一 収容人員が三百人以上のもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、別表第一（一）項から四（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は九（九）項イに掲げる防火対象物

の用途に供される部分が避難階（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十三条の三第一号に規定する避難階をいう。以下同じ。）以外の階（一階及び二階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分とする。以下この号、第二十一条第一項第六号の二、第三十五条第一項第三号及び第三十六条第二項第三号において「避難階以外の階」という。）に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段（建築基準法施行令第二十六条に規定する傾斜路を含む。以下同じ。）が二（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないもの

（避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物）

第四条の二の三 法第八条の二の四の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物（同表十八項から二十項までに掲げるものを除く。）とする。

第九条中「第二十一条第一項第五号」を「第二十一条第一項第三号、第六号の二」に改める。

第十一条第二項中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削る。

第二十一条第一項第三号中「六項」の下に「(十六項イ)」を加え、同項第五号中「十六項イ及び」を削り、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる防火対象物のうち、同表一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(一)当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一(一)以上設けられていないもの

第二十五条第一項中「(建築基準法施行令第十三条の三第一号に規定する避難階をいう。第五号において同じ。)」を削り、同項第五号中「階のうち、」の下に「当該階(当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分)」から「」を加える。

第三十五条第一項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(一)当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有す

る場合にあつては、一)以上設けられていないもの

第三十六条第二項中「総務大臣が認める」を「総務省令で定める」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象

物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する)の場合にあつては、一)以上設けられていないもの

第四十五条中「第三条第三項」の下に「及び第五条の三第四項」を加える。

別表第一中「第四条の二、第四条の三」を「第四条の二 第四条の三」に改め、同表二の項を次のように改める。

(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)
	第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項

イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの

別表第一五の項イ中「又は宿泊所」を「、宿泊所その他これらに類するもの」に改める。

#### 附 則

#### （施行期日）

第一条 この政令は、消防法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十四年十月二十五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条の規定（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第二項第二号の改正規定に限る。） 公布の日
- 二 次条第一項及び第二項の規定 平成十五年一月一日
- 三 第四条の二の次に二条を加える改正規定（第四条の二の二に関する部分に限る。）、第九条、第十一条第二項、第二十一条第一項及び第二十五条第一項の改正規定、第三十五条第一項に一号を加える改正

規定、第三十六条第二項及び別表第一の改正規定並びに次条第三項から第六項までの規定 改正法附則  
第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十五年十月一日）

（経過措置）

第二条 改正法による改正後の消防法（以下「新法」という。）第八条の二の三第二項に規定する申請者は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、新法第八条の二の三第一項及び第二項の規定の例により、新法第八条の二の二第一項の防火対象物について、新法第八条の二の三第一項の認定を受けることができる。この場合において、当該認定の効力は、同日から生ずるものとする。

2 消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村长）又は消防署長は、前項の規定による認定をしたとき、又は認定をしないことを決定したときは、新法第八条の二の三第三項の規定の例により、その旨を前項の申請者に通知しなければならない。

3 前条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する防火対象物（改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）別表第一（二項八又は五項イ）に掲げる防火対象物の用途に供される部分（改正前の消防法施行令別表第一（五項イ）に掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。）が存するものに限る。以下

この項から第五項までにおいて同じ。）において使用されている新法第八条の三第一項に規定する防災対象物品については、新令第四条の三第一項の規定は、当該防火対象物において引き続き使用される場合に限り、平成十七年十月一日までの間は、適用しない。

4 前条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器及び誘導灯に係る技術上の基準については、新令第十条、第二十二條及び第二十六條の規定にかかわらず、平成十六年十月一日までの間は、なお従前の例による。

5 前条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備、避難器具、消防用水、排煙設備及び連結散水設備に係る技術上の基準については、新令第十一条、第十二条、第十九条、第二十一条、第二十一条の二、第二十三条から第二十五条まで及び第二十七条から第二十八条の二までの規定にかかわらず、平成十七年十月一日までの間は、なお従前の例による。

6 前条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する防火対象物（第三項に規定する防火対象物を除く。以下この項において同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における自動火災報知設備及び避難器具に係る技術上の基準については、新令第二十一条及び第二十五条の規定にかかわらず、平成十七年十月一日までの間は、なお従前の例による。

（危険物の規制に関する政令の一部改正）

第三条 危険物の規制に関する政令の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第二号中「超え三万リットル以下の」を「超える」に改める。

第三十九条の三中「第十二条の三」を「第十二条の三第一項」に、「第十六条の六」を「第十六条の六第一項」に改める。

